

平成 29 年

郡山市教育委員会

9 月定例会議事録

平成 29 年 郡山市教育委員会 9 月定例会議事録

日 時	平成 29 年 9 月 20 日 (水) 午前 10 時 00 分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎 5 階)	
出席委員	委 員 長 阿 部 亜 巳	委 員 長 阿 部 晃 造 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 太 田 宏
	委 員 藤 田 浩 志	教 育 長 小 野 義 明
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 学校教育部次長 ((併) こども部次長) 学校教育部次長 ((併) こども部次長) 生涯学習課長 中央公民館長兼勤労青少年ホーム館長 中央図書館長 教育総務部参事兼美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 総合教育支援センター所長 教育総務部総務課長補佐 学校管理課長補佐 教育研修センター指導主事 総務課主任主査兼総務管理係長	齋 藤 芳 一 柳 沼 文 俊 佐 藤 宏 鈴 木 弘 幸 伊 藤 綾 子 鈴 木 裕 一 橋 本 則 子 佐 藤 宏 之 佐 治 ゆかり 小 山 健 幸 早 崎 保 夫 大和田 正 恵 井 上 高 志 小 野 貴 裕 角 井 勇 三 古 川 誠
	書 記	濱 津 慎 一

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
 - 選挙第 1 号 郡山市教育委員会委員長選挙について
 - 議案第 22 号 郡山市教育委員会委員長職務代理者の指定について
 - 議案第 23 号 平成 29 年度郡山市文化功労賞受賞者の協議について
 - 議案第 24 号 平成 29 年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について
- 5 そ の 他
 - (1) 美術館の改修工事に伴う長期休館について
- 6 各課報告
- 7 閉 会

委 員 長 只今から、郡山市教育委員会平成 29 年 9 月定例会を開会いたします。
はじめに、平成 29 年 8 月定例会議事録の承認であります。何かござい
ませんか。

(なし。)

委 員 長 それでは、平成 29 年 8 月定例会の議事録を承認といたします。
次に「3 教育長報告」をお願いします。

教 育 長 それでは、報告させていただきます。
今回報告させて頂くのは「平成 29 年郡山市議会 9 月定例会について」で
す。なお、9 月定例会は現在も会期中であり、閉会は 9 月 29 日（木）とな
ります。
一般質問が、9 月 7 日（木）から 9 月 12 日（火）の 4 日間行われ、7 人
の議員から 16 件の質問がございました。その内訳は、教育総務部 1 件、学
校教育部 15 件の計 16 件で、前年度 9 月定例会では 40 件の質問がございま
したので、比較しますと質問数は大変少ない状況となっております。
以上でございます。

委 員 長 それでは「4 議事」に入ります。

本定例会には、選挙第1号「郡山市教育委員会委員長選挙について」、議案第22号「郡山市教育委員会委員長職務代理者の指定について」、議案第23号「平成29年度郡山市文化功労賞受賞者の協議について」、議案第24号「平成29年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について」、の議案等4件が提出されておりますが、議案第23号及び議案第24号については、人事案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」の規定に基づき、会議を非公開とするかお諮りいたします。

非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員が挙手。)

委員長 出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、これらの審議を非公開といたします。

また、議案第23号及び議案第24号の審議につきましては、長時間に及ぶことが予想されますので、「6各課報告」終了後に審議を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声。)

異議なしと認め、そのように審議の順序を変更いたします。

それでは、はじめに選挙第1号「郡山市教育委員会委員長選挙について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

教育総務部次長 それでは、選挙第1号「郡山市教育委員会委員長選挙について」ご説明します。

現教育委員会委員長であります阿部亜巳委員長におかれましては、平成29年9月27日(水)を以って委員長の任期が満了となります。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により、任期満了に伴う委員長選挙を実施する必要があります。

また、委員長の任期につきましては、平成30年4月2日(月)から新教育長制度が適用となることから、平成29年9月28日(木)から平成30年4月1日(日)までとなります。

説明は以上です。

委員長 ただいま説明がありましたとおり、委員長選挙を行います。選挙の開催にあたりまして、座長を選出し、進行をお願いしたいと思いますが、ご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声。)

委員 長 異議なしと認め、選挙の座長を選出いたします。座長の選出方法については、特に定めはありませんので、まず立候補を求め、これがない場合は、指名推薦の方法により選出したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声。)

委員 長 異議なしと認め、そのように決定いたします。
それではまず、選挙の座長候補者として立候補を求めます。立候補される方はおりませんか。

(なし。)

委員 長 無いようですので、次に指名推薦を求めます。どなたか推薦はありますか。

藤田委員 阿部職務代理者を選挙の座長候補者として推薦いたします。

委員 長 ただいま阿部職務代理者を選挙の座長候補者として推薦がありましたが、他に推薦はありますか。

(なし。)

委員 長 無いようですので、阿部職務代理者を座長として選出することについてお諮りいたします。賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(全員が挙手。)

委員 長 賛成多数でありますので、阿部職務代理者に選挙の座長をお願いします。

阿部職務代理者 それでは、私が選挙の座長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

では、委員長選挙を行います。任期は、先程の事務局からの説明のとおり

り、平成 29 年 9 月 28 日（木）から平成 30 年 4 月 1 日（日）です。

はじめに、選挙の方法について協議を行います。まず、委員長候補者として立候補を求め、これが無い場合は、指名推薦の方法により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声。）

阿部職務代理人

異議なしと認め、そのように決定いたします。

まず、委員長候補者として立候補を求めます。立候補される方はおりませんか。

（なし。）

阿部職務代理人

無いようですので、次に指名推薦を求めます。どなたか推薦はありませんか。

今 泉 委 員

引き続き、阿部亜巳委員長を次期委員長に推薦いたします。

阿部職務代理人

只今、阿部亜巳委員長を次期委員長に推薦がありましたが、他に推薦はありませんか。

（なし。）

阿部職務代理人

無いようですので、阿部亜巳委員長を継続して次期委員長に選任することについてお諮りいたします。採決は、挙手を以って行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声。）

阿部職務代理人

異議なしと認め、そのように決定いたします。それでは、阿部亜巳委員長を次期委員長に選任することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（全員が挙手。）

阿部職務代理人

賛成多数でありますので、阿部亜巳委員長を次期委員長に選任することに決定いたします。

それでは、次期委員長に選任されました阿部亜巳委員長から就任のご挨拶をお願いします。

委員長 この度、引き続き新委員長に選任されました阿部亜巳です。教育委員会制度が新制度へ移行する前の最後の委員長となりますので、その重責に身の引き締まる思いであります。私が日々、子育てをしている中で感じていることは、今の子ども達が、親である私達とは全く異なる時代を生きているということです。アメリカの大学教授が書いたとある本によると、2011年に小学校へ入学した子ども達が、大学を卒業する年である2027年に就職する際、その職業の65%が2011年には存在しなかった職業だろうとの予測を立てておりました。つまり、これからの子ども達は、変化の激しい時代を生きていかなければならないのだと改めて認識いたしました。

しかし、私が教育委員に就任して思うことは、どんなに時代が変わっても、「教育」とは、個人の人生を豊かにする糧であり、また社会全体が発展していく基盤であるということは、決して揺らぐものではないということです。複雑な時代であるからこそ、教育委員会に求められることは、年々多様化してくると思いますが、皆様とともに郡山市の教育環境が充実するように力を尽くしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

阿部職務代理者 以上で、郡山市教育委員会委員長選挙を終了いたします。それでは、座長の任務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

委員長 それでは、次に議案第22号「郡山市教育委員会委員長職務代理者の指定について」、事務局から説明をお願いします。

教育総務部次長 議案第22号「郡山市教育委員会委員長職務代理者の指定について」ご説明いたします。

委員長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときに教育委員会があらかじめ指定した委員がその職務を行うことになっております。

また、任期につきましては、法令上の定めがありませんので、慣例により新委員長の任期に合わせ、平成29年9月28日（木）から平成30年4月1日（日）までとすることが適当であると考えております。

以上でございます。

委員 長 只今、事務局から説明がありましたが、任期は平成 29 年 9 月 28 日（木）から平成 30 年 4 月 1 日（日）までとすることについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声。）

委員 長 異議なしと認め、そのように決定いたします。
次に、委員長職務代理者の指定についてであります。はじめに、指定の方法について協議を行います。まず、委員長職務代理者候補者として立候補を求め、これが無い場合は、指名推薦の方法により行いたいと思えますが、この方法についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声。）

委員 長 異議なしと認め、そのように決定いたします。
それではまず、委員長職務代理者候補者として立候補を求めます。立候補される方はいますか。

（なし。）

委員 長 無いようですので、次に指名推薦を求めます。どなたか推薦はありますか。

太田委員 引き続き、阿部晃造委員長職務代理者を次期委員長職務代理者に推薦いたします。

委員 長 ただいま、阿部委員長職務代理者を次期委員長職務代理者候補者に推薦がありましたが、他に推薦はありますか。

（なし。）

委員 長 無いようですので、阿部委員長職務代理者を次期委員長職務代理者として指定することについて、お諮りいたします。採決は、挙手を以って行いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声。)

委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。
それでは、阿部晃造委員長職務代理者を次期委員長職務代理者へ指定することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(全員が挙手。)

委員長 賛成多数でありますので、阿部晃造委員長職務代理者を次期委員長職務代理者に指定することに決定いたします。
それでは、次期委員長職務代理者に指定されました阿部晃造委員長職務代理者からご挨拶をお願いします。

阿部職務代理者 郡山市は、全国においても、新教育長制度への移行が最も遅い自治体の一つだと思いますが、新制度へ移行するまでのしばらくの間、委員長職務代理者として新委員長を助けながら、最後まで職務を全うしたいと考えております。そのためには、何より職員の皆様のご協力が必要ですので、引き続きのご協力をお願いします。

委員長 以上で、議案第 22 号「郡山市教育委員会委員長職務代理者の指定について」を終了します。
次に「5 その他」に入ります。
(1)「美術館の改修工事に伴う長期休館について」事務局から説明をお願いします。

美術館長 では、「美術館の改修工事に伴う長期休館について」ご説明します。
郡山市立美術館は平成 29 年 10 月 1 日(日)から平成 30 年 7 月 6 日(金)までの 9 ヶ月間に渡り、施設の改修工事に伴い、休館いたします。改修内容といたしましては、大きく分けて照明設備と空調設備の改修になります。
空調設備の改修につきましては、一般市民の方から見れば、どこが変わったか気付けないかもしれませんが、美術館にとっては心臓部にあたるところです。
一般市民の方が、改修内容を実感いただける所としましては、照明設備の方になるかと思えます。市民の方にとっては、照明設備が変わったことにより、館内が明るく見えるようになりますが、美術館としては照明は館内を明るくするための役割だけではなく、美術館の照明は一般家庭の

照明とは異なり、美術品をよりよく見せるための炎色性といったものの役割を持っております。この2点が大きな改修内容となります。

さて、休館は9ヶ月間となるわけですが、この間、通常開館中にはできない事業の展開や美術品の集中的なメンテナンス、所蔵の資料の整理・点検などを実施いたします。

開館中にはできない事業としまして、様々な施設とのコラボレーション企画を実施いたします。例としまして、美術館には隣接するカフェがありますが、そのカフェにおいて美術品を展示して「アート・カフェ」という鑑賞会を実施いたします。これは、食事又はお茶を楽しみながら美術品も鑑賞できるものとなっております。

また、郡山市は市域が広い自治体でありますので、なかなか美術館に来館できない美術館から離れた地域において、その地域にゆかりのある美術品を展示する企画を考えております。第1回目としまして、11月19日(日)に湖南公民館において所蔵品展を開催する予定となっております。

次に、文学の森資料館とのコラボ企画としまして、「久米邸アート・トーク」を開催いたします。通常、文学資料館には、本や原稿といった書物を作品として展示されておりますが、久米正雄氏は、その交友関係において収集された美術作品を多数所有されており、それらは美術の分野においても非常に特徴のあるものでありますので、文学資料館の書物とともにそれらの美術品を展示し、来館者の方へご案内しつつ鑑賞いただく企画となっております。

それから、大安場史跡公園とのコラボ企画としまして、「古墳時代のアートに挑戦」と題したワークショップを開催します。これは、おそらく古墳時代に使用されていたであろう絵の具を、土や木といったものから再現しまして絵を描く企画となっております。

また、11月26日(日)には、「アート・バザール in 郡山市立美術館」と銘打った開館以来初めての企画で、アートな商品をそれぞれのブースで販売するイベントを企画しております。その売り上げについては、数パーセントを美術館友の会を通して美術館に寄付していただく企画となっております。

12月以降も、中央公民館とのコラボ企画なども現在調整中でございます。休館中ならではの企画を随時発信していきたいと考えております。この機会を利用して、美術館を身近に感じていただけるよう努力してまいります。勿論、改修工事の進捗管理も常に気を配ってまいります。

以上でございます。

委員長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし。)

委員長 それでは、この案件を承認いたします。
では、次の「6各課報告」にまいります。

(各所属、下表案件について報告。)

No	所属名	件名
1	生涯学習課	・平成 29 年度第 2 回郡山市社会教育委員の会議について
2	中央公民館	・タブレット体験講座について
3	美術館	・企画展「自転車の世紀展」
		・先生のための図画工作・美術鑑賞法指導講座
		・鑑賞学習対応
		・アートテーク「美はみつけた人のもの」
		・ミュージアムコンサート
・長期休館中の事業について		
4	学校管理課	・西田学園義務教育学校スクールバスの運行について
5	学校教育推進課	・平成 29 年度交通事故の発生状況（平成 29 年 8 月 31 日現在）
		・地域教育懇談会の開催について
		・平成 29 年度通学路合同安全点検の実施状況について
		・全国学力・学習状況調査の本市の結果について
6	教育研修センター	・8月研修講座等の実施状況
		・教員国内委託研修について
		・インターネット回線の増強について
7	総合教育支援センター	・第 1 回特別支援教育相談会について

委員長 その他事務局から何かございますか。

(なし。)

委員長 それでは、議事に戻ります。

議案第 23 号及び第 24 号の審議は、非公開で行います。郡山市教育委員会の職員以外の傍聴人等の方は、退室をお願いします。

(議案第 23 号及び議案第 24 号を非公開で審議し、原案の通り承認する。)

委員長 その他、事務局から何かございますか。

(なし)

委員長 以上で、平成 29 年 9 月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午前 11 時 10 分